

事 務 連 絡

平成 29 年 5 月 22 日

各府省庁 関係課（室）長 殿

環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室長
経済産業省製造産業局化学物質管理課長

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の周知について（依頼）

環境保全及び化学物質対策については、平素より、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 10 月に採択された「水銀に関する水俣条約」（水俣条約）を国内で実施するため、水銀使用製品の製造や水銀及びその化合物の貯蔵に係る規制措置等を講ずる「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（水銀汚染防止法）が平成 27 年 6 月に公布されました。その上で、我が国は、平成 28 年 2 月 2 日に水俣条約を締結しています。

今般、締約国数が発効要件である 50 か国に達したことから、水俣条約は平成 29 年 8 月 16 日に発効することとなり、水銀汚染防止法は、一部の規定を除き、同日から施行されます。

そのため、施行に先立ち、貴府省庁の所管する事業に係る関係業界団体、所管機関等に対して、本事務連絡及び別紙の内容について、広く周知をお願いいたします。

< 施行日 >

平成 28 年 12 月 18 日 水銀使用製品の適正な分別排出・回収のための責務の施行

平成 29 年 8 月 16 日 水俣条約の発効・水銀汚染防止法の施行（一部除く。）

平成 30 年 1 月 1 日 特定の水銀使用製品（一部除く。）の製造等の規制の施行

平成 32 年 12 月 31 日 特定の水銀使用製品の製造等の規制の施行

< 添付資料 >

別紙 1 水銀による環境の汚染の防止に関する法律の概要

別紙 2 水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく措置について